

「内閣府本府共通Webシステム等における賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等」の仕様書（案）に係る意見について

凡例）種目欄 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答内容
1	調達仕様書(案)	1	14	3 目的及び期待する効果	4	パッケージソフトウェアやクラウドサービス等、個々の製品やサービスの保証については、受託者は製造元または提供元で無いことが考えられます。したがって、受託者は不具合等の原因の切り分け等については実施できても、保証そのものについては物品またはサービスの提供元が定める条件の範囲で、製造元あるいは提供元より提供する必要があると認識しています。これらの条件について、提案書及び契約書に付記させていただくことは可能でしょうか。	受託者と製品やサービスの製造元または提供元との責任を明確にするため。	御意見を受け、要件定義書(案)の一部を変更いたします。 なお、御意見としては承りましたが、内閣府としては、本調達事業者にてサービス提供元と役割分担・責任分界点の整理を行い、内閣府と協議の上、承認を得ていただくとともに、サービス提供元の責任に依る不測の事態に際しても、内閣府に不利益が生じないよう最大限努めていただくことが必須の要件と考えております。また、契約書に責任分界点を記載することはございません。
2	調達仕様書(案)	11	36	1.1.3 会議体	4	追記をご検討ください。 「内閣府本府共通Webシステム設計・構築進捗会議(仮称)」の開催は、内閣府PJMOと調整の上、オンラインでの実施も可とする。	テレワークでの参加も可能とするため。 ペーパーレス化推進のため。	御意見を受け、感染症感染拡大防止策及び働き方改革推進等に伴いテレワークが推奨されている現状を考慮し、調達仕様書(案)及び要件定義書(案)の一部を変更いたします。
3	調達仕様書(案)	20	36	2.1 作成する成果物の種類と提出時期	4	ガバメントクラウドにおける直接契約の採用に代表されるように、設計・開発、運用・保守の役務以外については直接契約とするケースが昨今の調達における潮流と捉えています。また、工事進行基準での売上計上を考えた場合に、民間企業での発注、最近の他府省でのシステム開発案件に鑑みると、請求・支払のタイミングが限定されると、健全な競争性の確保が困難と懸念します。 これを受け、役務については作業の完了タイミングに合わせて請求・支払を実施し、利用するサービス(例、クラウドサービス)については利用に応じて月次等での請求・支払としてはいかがでしょうか。	政府調達における潮流を踏まえた請求・支払とするため。また、健全な競争性を確保するため。	御意見を受け、調達仕様書(案)の一部を変更いたします。 落札事業者に提出いただく入札内訳書の記載に沿って、契約書に記載する金額内訳を記載させていただきます。構築等の役務は、構築作業完了後、サービス等については、毎月の実績等の報告を検査職員の検収をもって請求を行っていたこととなります。
4	調達仕様書(案)	22	1	第4章 満たすべき要件	4	本仕様及び要件定義書に定める要件を満たす場合においては、クラウドサービスを活用することを可とするはいかがでしょうか。	政府方針(クラウド・バイ・デフォルト原則)に従い、クラウドサービスの利用を許容するため。	御意見を受け、調達仕様書(案)の一部を変更いたします。 なお、要件定義書「1.3 システム基本機能要件」にある通り、クラウドサービスの活用は可としております。
5	調達仕様書(案)	22	1	第4章 満たすべき要件	4	クラウドサービスを活用可能とする場合において、本システムの調達目的や期待する効果が達成できる場合には、要件定義書にて想定する構成とは異なる構成による代替案の提案を求めてはいかがでしょうか。 認識に相違ない場合、クラウドサービスの技術的進展の速さを踏まえると、設計・開発過程においては、たとえばセキュリティに留意しつつ最新の技術動向や課金体系に即して実施することが、本システムの調達目的に合致する場合は想定されるため、本システムの調達目的や期待する効果が達成できる場合は代替案の提案も可とする旨を記載してはいかがでしょうか。	本システムの調達目的及び調達の期待する効果の実現に当たって、クラウドサービスの活用によって、より有益な提案が得られる場合、当該提案を許容するため。	御意見を受け、調達仕様書(案)の一部を変更いたします。 本仕様書及び要件定義書に定める要件を満たしていれば、代替案の御提案も可とさせていただきます。
6	調達仕様書(案)	22	1	第4章 満たすべき要件	4	クラウドサービスを活用可能とする場合において、クラウドサービスでは専用の機器を導入するものではないため、機器賃貸借とは異なる契約形態(直接契約、再販、サービス提供等)となることが一般的です。 「機器賃貸借」については適切な契約方式に読み替えることも可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案するソリューションの選択肢を狭めず、選択肢に適した提供を可能とするため。	調達件名としては、機器賃貸借となっておりますが、契約金額の内訳を記載する際に、適切な項目名として読み替えることも可能です。

「内閣府本府共通Webシステム等における賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等」の仕様書（案）に係る意見について

凡例) 種目欄 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No	資料名	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答内容
7	調達仕様書(案)	30	24	2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.3 各グループ主要担当者(グループリーダー)	2	2.1.3 各グループ主要担当者(グループリーダー) について CMS を利用した1 万ページ超のホームページシステム更改業務における設計・構築の実績を有する旨追記するべきと考えます。	十分な経験を有する裏付けとして、ホームページシステム規模について明記すべきと考えるためです。	御意見は承りましたが、「2.1.1 Web調達 設計・構築業務責任者」及び「2.1.2 Web調達 設計・構築業務マネージャ」の経験要件として本調達システムと同等規模程度の経験を提示することで、本調達の資格要件を満たせると考えておりますので調達仕様書(案)の通りいたします。
8	調達仕様書(案)	38	32	2 遵守すべき法令等	2	2 遵守すべき法令等に政府が定める「Webサイトガイドブック」に準拠することを明記するべきであると考えます。	本調達はWebサイトの構築に関する調達であるためです。	御意見は承りましたが、Webサイトガイドブックは、標準ガイドライン群の一部であり、下記の通り要件を記載しておりますので、調達仕様書(案)の通りいたします。 2 遵守すべき法令等 ・本業務の実施にあたっては、標準ガイドライン等の政府が定める情報システム調達に係る各種規定及び内閣府本府共通Webシステムとして定める各種規定・規約に基づくこと。